

# 哲學研究

第六十號

第三卷  
第六冊

## カントの永遠的平和論の半面

朝永三十郎

一

カントが特に永遠的平和を主題とした著述は言ふまでもなく一七九五年の「永遠的平和の爲めに」*Zum ewigen Frieden*であるが、併し其れは唯永遠的平和を可能にし及び保證すべき制約(即ち所謂消極的及び積極的制約)を論述した者であつて、永遠的平和和其者の哲學的基礎づけや、其れが人間歴史に於て實現する仕方やは、此書に於て充分に知ることとは出来ぬ。併し後者、殊に其第一を知らなければカントの永遠的平和論の眞意義、他の平和論に對する其れの特徴の理解は極めて不完全たるを免がれぬ。平和論の歴史は極めて舊い。永遠的平和の理想、又は此理想實現の手段としての

國際聯盟の考案は決してカントの創見ではない。殊にカント前の近世に於ては種々の形を以て現はれ、而して之に關する論究や考案中には頗る詳細に互つたものがある。古代に於ける理想を過去の黄金時代に置いた夢想的回顧的平和主義者は暫く措いて、將來的世界平和論のみに就て見ても、其濫觴はアレキサンダーの世界帝國の建設が機會となつてアリストテレス及び「ストア」に既に現はれて居る。近世に入つて、中世の戰亂に依つて暫く姿を潜めて居た平和思想は、近世歐洲諸國家の固定し始めたことを機會として新たに擡頭し始め、ロツテルダムのエラスムス先づ戰爭に對する戰端を開き、アルベリクス・ゲンティリスは初めて(一五八八年)國際戰時法を、フーゴー・グロテウス(一六二五年)は國際法を論述した。法理學者の此の如き考究と並んで他方實際家の側に於ては、アンリ四世の考案と稱せらるゝシュリーの國際聯盟の思想が起り、エストリアの平和に於て歐洲諸國協同の最初の試みがあつた。一六九三年キアム・ベン平和論を公けにし、ウトレヒトの和議後一七一三年サン・ピエールの平和の提案が現はれた。カントの平和論は是等の先行者、殊にサン・ピエールの提案に負ふところが尠くないといふが併し又た是等に對して重要な特徴を有つて居る。それは即ち、是等の先行者の或者は實際的立場又は功利的見地よりして立論

し、或者は全部又は一部 Schwärmerei や感情的博愛主義に動かされて居るに對して、カントは全然實際的立場や功利的見地や Schwärmerei や感情的博愛主義やを離れて、固く自己の哲學的立場に立脚して純理論的に之を説いて居り、其平和論の凡ての内容が彼れの哲學の根本精神を以て一貫し彼れの哲學の中心概念を以て生命づけられて居ることである。斯くて吾々は、カント哲學の全體系的結構中に於ける平和論の必然的位置を知らんが爲めには言ふまでもなく、一般平和論史に於けるカントの平和論の特有の位置、其の眞價と特異性とを知らんが爲めにも、之れをば彼れの他の哲學思想と密接に關聯せしめて考查せねばならぬ。

併しカントの他の哲學思想と關聯せしめて其平和論を考查するに當て二つの異なつた中心點があると思ふ。其一は永遠的平和の妥當問題、他は人間歴史に於ける其可實現性 Realisierbarkeit の問題である。批判哲學を一貫した其根本精神を固守すれば、妥當が唯一の哲學問題であつて後者は問題ではない。併しカント哲學中に寧ろ傍系として存して居た彼れの歴史哲學思想に於ては、此後者が中心問題となつて居る。之をカントの著述に就て言へば、第一は「永遠的平和の爲めに」をば「實踐理性批判」及び Metaphysik der Sitten 殊に其第一編 Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre (1798)

と關係せしめて見るものであり、第二は之を Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürtiger Absicht (1784) 及び Ueber den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis (1793) に關係せしめて見るものである。「永遠的平和の爲めに」其者に於ては此兩中心が並立して、言はゞ二つの焦點を有する橢圓の觀を呈して居るが、併しカントの平和論の理路を明かにせんが爲めには此橢圓を言はゞ二つの圓に分解して別々に考査し、然る後に之を結び付けることが便利であると思ふ。

此中心點の何れに重きを置かねばならぬかといふことは研究者の關心に依存する。批判哲學の體系的結構中に於ける平和論の位置、其哲學的基礎づけ等の問題に關心すれば第一の中心點を擇ばねばならず、カントに於ける歴史哲學的思想を尋究し、且つ永遠的平和の状態が如何なる仕方をして以て歴史に實現さるゝかの問題に關心する者は第二の中心點を擇ぶであらう。此一編は前の中心點を擇んだ、カントの平和論の半面觀である。時事問題と關聯して我邦に於ても平和論者としてのカントの名が屢々引擧され、其平和論の内容も或程度まで紹介されて居ると思ふが、此一編は是等、又は他のカントの平和論の解説や批評に對して敢て新機軸を出さうといふのではない。唯、永遠の平和の爲めに「一編を讀む何人も知り得るであらう其梗概と、

カント哲學の一般的理解を有つて前舉の關係書類を讀む何人と雖も見逃さぬであらう此平和論の意味とを、一般讀書界に紹介しやうといふに過ぎぬ。

## 二

斯る中心點を擇んで見たカントの永遠的平和論は其法理哲學の一部であり、而して其法理哲學は其實踐哲學即ち人倫學 Sittenlehre の一部である。カントに依れば法 Recht は廣義の人倫 Sitte の一部であり、而して法の完全なる實現は永遠的平和の状態に於て初めて期せられ得る。現に彼れは其實踐哲學に關する最後の著書「人倫の形而上學」Metaphysik der Sitten をば「法理學の形而上學的基礎」及び「德學の形而上學的基礎」の二部に分ち、而して永遠的平和論を以て前者の局を結び、且つ其れが「純粹なる理性の限界内に於ける法理學の全終局目的を構成する」(Werke III, Rechtslehre S. 185) と説いて居る。カントの永遠的平和論を正當に理解せんが爲めには其を此關係の中に於て見ねばならぬ。殊に彼自ら言つて居る様に其れはカントの法理哲學の「全終局目的」であつて、全法理哲學を其背景として居り、全法理哲學は之に依て初めて完結すると言へるのであるから、必要なる程度に於て先づ法理哲學を一瞥せねばなら

ぬが、之が爲めに常に忘るべからざることとはそれがカントの意味に於ける法理哲學であるといふこと、經驗的でなくして「純理性の限界内」に於ける考究であるといふこと、問題は法の事實問題 *questio facti juris* でなくして其の價值問題 *questio juris juris* であるといふことである。

人間理性は自然的及び人倫的の二重の立法の淵源である。悟性又は理論的理性は自然の立法者であり、意志又は實踐理性は自由の立法者である。此兩種の法則は共に必然性を有するが併し自然法の其れは不可不の意味であるに對して道德法の其れは當爲の意味である。人間の行動は道德法に合致する場合もあり、然らざる場合もある。前の場合には行動は合法的又は合義務的 *pflichtmässig* である。併し等しく合法的行動の内にも動機其者よりして合法的なものと法則を動機とせざるものがある。行動が狹義又は嚴密なる意味に於て道德的 *moralisch* とは言はれ得るは單に前者、即ち其れが法則其者の爲めに營まるゝ場合、或は法則の尊敬又は義務感情より起る場合のみに限る。後の場合に於ては法則は唯行動の内容を規定するのみであつて、其形式又は動機を規定せぬ、即ち法則と行動との合致は單に外的に過

ぎぬ。此場合に於ては行動は單に適法的 *legal* たるに止まり、嚴密なる意味に於て道德的とは言へぬ。

此道德性と適法性との區別はカントの實踐哲學の初歩的知識を有する者に恐らく周知のことであるが、カントの法理哲學は此區別を以て出發するのである。自由の法則又は人倫的法則中、行動の嚴密なる意味に於ける道德性を要求するものをカントは嚴密なる意味に於て倫理的 *ethisch* と呼び、其れの單なる適法性のみを要求するものを法律的 *juristisch* と呼んだ。自由の法則は凡て遂行さるべきことを要求するもの、即ち義務であるが、併し其中には動機又は心術 *Gesinnung* の如何に關係なく單に外的に遂行され得るものと、動機又は心術に依てのみ遂行され得るものがある。契約の履行も、隣人を愛することも共に自由の法則、即ち義務であるが、併し前者は單に適法的に遂行され得るに反して後者は心術に依ての外は遂行さるゝことは出来ぬ。前者は法的法則 *Rechtsgesetz* 又は法的義務 *Rechtspflicht* であり、後者は道德的法則 *Tugendgesetz* 又は道德的義務 *Tugendpflicht* である。而して此の如き法的法則の總體を法 *Recht* と名づける。然らば此の如き意味に於ける法は如何にして理性に依て基礎づけられるか。

カントに於ては法と徳とが斯の如く峻別されるに對應して法理哲學と狹義の道徳哲學とも亦た、後者は全々動機又は心術に關係し前者は全然外的行動のみに關係するといふ意味に於て峻別されるのであるが併し又た一實踐哲學の二大部門を構成するものとして、同一の實踐哲學の中心概念を中心概念とし、共通の基礎として居る。其中心概念とは即ち人格の自由又は自律の概念である。

知らるゝ如くカントは其倫理學上の凡ての著書に於て人格の品位を反覆力説し、之を人倫的法則の最高原理とした。人格は自己立法的存在者、自律的存在者として儼然たる自己目的であつて絶對的に他の者の手段として用ゐられてはならぬ。他の者の手段として用ゐらるゝものは價格は有するも品位は有せぬ。人格は物件が單に價格の外有せざるに反して品位を有する。吾々は自ら一の人格として儼然たる自己目的である、他の如何なるものに對しても手段となつてはならぬ。これ即ち吾々が己れに對する義務である。併しこれと共に又た他の人格の品位を尊重し、如何なる他の人格をも手段として用ゐてはならぬ。これは他に對する義務である。然るに社會は多數の人間より構成され、而して彼等は、一方斯る人格の自由と品位と



を維持すべき本分を有しながら他方自然状態に於ては氣隨 Willkürに支配されて其自由が互に妨害される。従つて此「妨害の抑制」Verhinderung eines Hindernissesが自由の理念の實現の必然的制約となる。此妨害を抑制して、一人の氣隨を一般的の自由の法則に従つて他の人の「氣隨」を兩立し能はしめるやうな制約の總體が法である (Das Recht ist also der Inbegriff der Bedingungen, unter denen die Willkür des einen mit der Willkür der andern nach einem allgemeinen Gesetze der Freiheit zusammen vereinigt werden kann, Werke III, Rechtsl. S. 345)。斯くて法は自由を擁護せんが爲めに「自由の妨害の抑制」を務とするものであるから、必然的に可強制的 erzwingbar でなければならぬ。併し心術又は動機は不可強制的である。強制され得るは唯外的行動のみ。従つて若し法が狹義に於ける道徳性を要求するものであつて内的心術に關係するならば其れは不可能でなければならぬ。乃ち其れは唯行動の適法性の外は要求せざるものとして、即ち前に規定したやうな意味に於てのみ可能である。斯くて法は前に規定したやうな意味に於て實踐理性によつて要請せらるる。

但し法の此可強制性は單なる個人對個人の關係に於ては充分の効驗を有するこ

とは出來ぬ。個人の意志を超越した團體全體の集合意志 Gesamtwille があつて、個人の自由の活動をば、他の衆多個人の其れを停止せざる様なる一定限界内に於て制裁することに依て初めて充分の效驗を有し得る。而して此の如き團體は即ち國家である。斯くて嚴密なる意味に於ける法は國家の内に於て國家に依て初めて可能である。カントによれば法は、團體内に於て個人格對個人格の關係に關するときに私法であり、個人格が團體の全體に對する關係に關するときに公法である。而してカントに依れば私法的關係は自然狀態即ち無國家狀態に於ても成立ちはするが、併し其れは單に豫備的 *provisorisch* であつて、其れが完全 *peremptorisch* となるには國家を待たねばならぬ。斯くて國家は實踐理性によつて要請せらるゝ。

斯くて、法は自由を確保せんが爲めに存し、而して國家は此法の効力を確實ならしめんが爲めに存するが故に國家の課題は其臣民の自由といふことでなければならぬ。カントは國家は人民の契約に基いて起つたと説いて居るが、其れは國家が此本領に如何に適合するか、此職分を如何に充たすかを計量する爲めの規範を示したものである。カントが國家は契約に基いて成立するとしたのは決してカント前の國家契約説(ホッブス、ルソー等に依て代表される)と同視してはならぬ。カント前の國家

契約説は國家の經驗的歴史的起源の説明として現はれて居る。人間は最初無國家の自然状態にあつたが其れが生活に不便なることを知つて互に契約を結び國家を組織して集合意志に服従するに至つたといふにある。併しカントに依れば國家契約は「統整的理想」regulative Ideeである、國家の本分に對する規範である。カントの意は、國家に於ける正義の標準は、國家は、若し其れが之を構成するところの國民の相互契約に依て成立つたとするならば決して決定され實行されぬであらうと考へられることは決して決定し實行してはならぬ、といふにあるといふに存する。カントは自然状態と國家契約又は國家状態とが時間的繼起の關係に立つと言ふのではなくして、國家契約は「理念」として常は自然状態中に働かねばならぬ、而して其れに照して吾々は國家が其臣民の自由の擁護といふ本分に如何なる程度まで適合して居るかを知ることが出来るといふのである。理性が國家を要請するは唯々人民の自由を確保する機關としてゝある。従つて、國家の本分は其人民の自由、自律の擁護の外にはない。此本義に背く國家の行動は如何なることゝ雖も惡でなければならぬ。カントに依れば、たとへ人民の幸福を誘致するやうな事と雖も人民の自律的意志に背いて爲すは此國家の本領に背反するものとして惡である。

此國家の理念又は規範は、氣隨が跋扈せずして法則が勢力を保つて居る國家でさへあるならば、如何なる政體に於ても實現され得るが、併し其れが最確實に實現され得るは立法、行政、司法の三權が分立し、而して立法權が國家の最高權力であり、且つ其れが代議士を通じて人民の手にあるものである。カントは立法權が代議士を通じて人民の手にある政體をば「共和政體」*republikanische Verfassung*と呼んだ。此の如き意味に於ける共和政體に於て初めて凡ての人民が立法に參與するところの成員 (*mitgesetzgebendes Glied*)、目的自體 (*Zweck an sich*) であり、其法律が自由の眞の發現であることが出来る。カントの所謂共和政體は此の如き意味であるから立憲君主政と毫も矛盾しないのみならず、カントによれば、立法權の所有者は出来る丈け多く、統治權の所有者は、出来る丈け少なき政體、即ち代議的又は立憲的君主政體が、自由と強制とを結び付けたる法の理念従つて又た法の確保を職とするところの國家の理念に最適化したものであると考へた。(但し此點に就てはカントの思想自身に幾分不明瞭と矛盾とがあるが、今其考査には立入らない。)

斯くて國家に依て、而して就中カントの所謂共和政體に依て最よく、法の權威が確

保され、人格の自律、品位が擁護され、自由の理念は實現するのであるが併し國家相互の關係は自然狀態に於ては個人相互の其れと同様戰爭狀態である。此の如き戰爭狀態に於ては、暴力が法を蹂躪する虞があるから、此自然狀態が其儘直ちに法狀態であることは出來ぬ。併し其理由を以て又た凡ての戰爭が其儘直ちに非法的であると言ふことも出來ぬ。戰爭は常に戰爭の爲めにのみ行はるゝものに非ずして平和の爲め、秩序の維持、回復、又は増進の爲め、即ち法的規律の爲めに行はるゝ場合がある。従つて開戰の仕方、戰時中に於ける戰爭の仕方、戰爭終結の仕方等に就て正邪の問題が起り、其れが國際法の問題を構成するのであるが、併し戰爭本來の性質が法則に據つて正邪を決する能はざる結果起るものであるから、恰かも自然狀態に於ける諸個人が契約に依て國家を組織し戰爭狀態より法的狀態に轉ずると類似の仕方を以て、自然狀態に於ける諸國家が契約に依て聯盟を組織して戰爭を終熄せしめる方法を考究するといふことが、必然的に國際法の最後の課題となるべきである。

「永遠的平和の爲に」によれば此課題は一方に於ては理性に依て、他方に於ては「自然」或は攝理に依て吾々人間に揭示されるところの必然的課題である。何故に理性に依て揭示さるゝかといへば、人間の一般的本分たる自由の理念は自由の法則に依て

秩序が確保されたる状態に於て初めて可能であり、而して此後者は又平和に依てのみ保證され得るからである。何故に「自然」に依て揭示さるゝかといへば、——茲にカントの道徳哲學や法理哲學やに存せざる又た存する能はざる他の思想即ち歴史哲學思想が附加はるのであるが——「自然」は言はゞ其善巧方便として人間の自然的傾向性を巧みに利用して最初は力に法を置きながら最後には法が最大の力となる様歴史の進行を導き行くものであるからである (Werke VI, Zum ewigen Frieden, S. 173 ff.)。斯くて「永遠的平和の爲めに」於ては、前述のやうに異中心の二圖が「結付くのであるが、併し私は此處では此歴史哲學思想を離れて唯前に制限した圈内に於て、次にカントの永遠的平和論其者の内容を考査しやう。

### 三

カントの永遠的平和の考案は「豫備條項」及び「確定條項」の二種の條項より成立つて居る。如何なる制約の下に永遠的國際平和は成立つか。此問題は二つに別れる。

(一)それなくしては永遠的平和が不可能である制約は何か。(二)永遠的平和が積極的に實現する形は如何なるものか。前者即ち永遠的平和の消極的制約を示すものが

「豫備條項」であり、後者即ち其の積極的制約を示すものが「確定條項」である。

斯くて豫備條項は國際間の戰爭を誘致し平和を攪擾するが如き原因を芟除するを目的とするものであつて、下の六項より成る。

(一) 將來の戰爭に對する材料を秘密に保留するやうに作られたる一切の平和は無効たるべし。

(二) 獨立の國家は大小を問はず、相續、交換、賣買、又は贈與に依て他の國家の所得とされることあるべからず。

(三) 常備軍は時を追ふて全廢せらるべし。

(四) 國家の對外的紛争に關聯して如何なる國債も起さるべからず。

(五) 如何なる國家も暴力を以て他の國家の憲法又は政府に干渉すべからず。

(六) 戰時中如何なる國家と雖も將來の平和に於て相互の信頼を不可能ならしむるが如き對敵行動、例へば暗殺者又は毒殺者の使用、降服條約の違反、敵國に於ける謀叛の教唆といふが如き行動を取るべからず。

是等の條項は何故に永遠的平和の消極的制約として要求さるゝか。國際間の戰爭を誘致し平和を攪擾するものは國民相互間の憎惡や恐怖、即ち敵意 Hostility の感

情であるから、永遠的平和を將來せんが爲めには此感情を必然的に刺戟又は醗釀するところの凡ての可能的原因を尋求し排除する必要がある。是等の原因を漏れなく尋求せんが爲めには國家間に成立する凡ての可能的關係を考へて其各自に就て考查せねばならぬ。國民間の可能的關係は、(一)自然的即ち一時的(永遠的ならざる)平和の状態にあるか、(二)互に交戦するか、若くは(三)媾和するか、此三者の何れかでないればならぬ。順次に此可能的關係に就て考查することに依て吾々は上掲の豫備條項を下の如く論理的に展開することが出来る。

第一の場合に就て、第二より第五に到る四豫備條項が要求される。國民相互の關係が自然的平和の状態にある間に於て相互間に必然的に敵意を醗釀する事項は、一國民が他國民の政治的獨立を毀損又は侵害することである。但し國民の政治的獨立の毀損には二様ある。それは即ち、(甲)一國民が他國民の權利に對する事實的侵害、(乙)一が他に對して脅威を感せしむるやうな状態に在ることである。

事實的侵害に又た二つの場合がある。第一は例へば單に君主の專斷の意志や其親族關係に基く傳習的理由やに依て一國民が其意志に反して他國民に併合されることである。但しこれは國家又は國民の政治的權利が私法的契約に依存すると考



へらるゝ以上正當のことであるが、併し國家は決して物件ではない、私有財産ではない、自ら自らを治め自らを支配すべきもの、即ち儼然たる道徳的人格である以上、私法的契約に依て其意志に反して相續、交換、賣買、又は贈與に依て他の國家に併合されること（これはカントの頃まで歐洲に頻起した事實である）は出來ぬ。斯くて第二豫備條項が要求される。尙ほ國民の權利と同様其義務も亦私法的契約に依て左右されるべきものではない。一國家の軍隊をば何等かの代價を約して他國に貸し、自國の敵ならざる敵と戰はしめるといふことは此理を無視するものである。

事實的侵害の第二の場合は一國が他國に對する内政干渉である。國家は各自其自身の主である。他國が其内事に干渉し得べき權利はない。或は、一國の内政上の惡弊、不秩序が他國の臣民に「惡例」を示すといふことが前者に對する後者の内政干渉の理由と考へらるゝかも知れないが、併し所謂「惡例」なるものは其實却て當該國家に有害の結果を持來す事に依て他國に對して殷鑑を示すものである。従つて此の如き理由は其の實唯不法を修飾する爲めの口實に過ぎない。のみならず、一般的に言つて一の自由人格が他の自由人格に與へる所謂「惡例」なるものが唯其れ丈けの理由を以て直ちに後者に對する損傷と見らるべきものでない以上、假りに一步を讓つて

斯る「惡例」が他國に惡影響を與ふることがあるとしても、それは其他國の權利を毀損すると見らるべきものではない。併し或は又、一の國家が内亂の結果二つに分裂して其各自が一の國家として全體に對する權利を要求しつゝある場合に於ては、他の國家が自ら正當と信する一方を援助することは他の一方の憲法に干涉することゝはならない、何んとなれば此場合に於ては前者が正當である以上後者は無政府狀態であると言へるからである、といふ論が起るかも知れぬ。併しこれは曲論である。何んとなれば、其内亂が如何にかして終結せざる間は此國民は單に內的疾患に惱まされつゝあるといふのみであつて、尙ほ儼然たる一獨立國民である。而かも一刻も早く此疾患を脱して統一を恢復せんとしてもがきつゝあるところの一獨立國民である。従つて其分裂した一方を援助するは明かに其國家の自律の侵害である。斯くて第五の豫備條項が必要となる。第二及び第五の兩項は共に他の諸項と同様國際間の敵意を刺戟する原因を芟除するにあるが、併し其等の原因が何故に國際間の敵意を刺戟するかといへば其れが不法なるが故である。而して其れは何故に不法なるかと云へば道德的人格としての國家の自律と品位、而して畢竟は其國家を構成する人民の自律と品位とを毀損するが故である。

次に(乙)の場合に移つて、一國民が他國民に對して脅威を感せしめる状態は主として對外的意味を有する二つの國家的施設に存する。其一は即ち兵備、他は國債である。先づ兵備に就て考ふれば、如何なる國家も自己及び自己の政治的獨立を擁護する力を有せねばならぬ以上兵役に堪える全國民に軍隊的教育及び訓練を施すといふことは必要である。併し常備軍は、外に對しては絶えず開戦の爲めに武装するといふ狀を示して脅威となり、且つ各國互に軍備擴張に競争する結果、内に於ては平時猶ほ莫大なる國帑を濫費して次に論すべき國債の増大を誘致し、其結果結局短時の戰爭に依て對手國を侵害するが却て平和よりも國民の負擔を輕減する所以なりと考へられて戰爭を誘致することゝなる。のみならず常備軍の設置は戰爭に對する絶えざる緊張状態として其の自身永遠的平和の正反對である。現状の國際關係に於ては吾々は一の循環論の上に立つて居る。常備軍が存置さるゝ間は戰爭は必然である、而して戰爭ある間は常備軍は必然である。此循環論の兩項は何れも正當である。従つて吾々が取るべき途は唯一つ、即ち凡ての國家が常備軍を全廢するか、然らざれば凡ての國家が之を有するかの外にはない。是に於て第三の豫備條項が成立たねばならぬ。

國家間の經濟上の信用組織 Kreditssystem は産業發展の爲めには極めて重要な事であつて、此點よりして現代に於ける最有益なる考案の一であるといへる。例へば道路改善、新殖民地經營、荒作準備といふが如き國內經濟の爲めに内國債以外に外國債の方に依るといふことは良案たるを失はないのであるが、併し對外國爭の爲めの外債は平和攪亂の重要原因である。何んとなれば、第一に之に依て戰爭の爲めの資金調達の可能を大にし、開戰を容易ならしめ、一方に於ては君主又は一部野心家の好戰欲（これは人性一般の弱點、傾向性として免るべからざるものである）を刺戟すると共に、他方に於ては國際間に常に一種の不安、恐怖、猜疑の念を醗釀するのみならず、戰爭の爲めに不生産的なる多額の國債を起す結果は、其國をして破産に瀕せしめる。而して一國に於ける斯る状態は他國に對しては實に重大な脅威である。此處にも又吾々は、戰爭は國債を要して一國を破産に導き、其破産は又た戰爭を呼び起すといふ一の循環に逢著するのである。此循環を脱する方法は唯一つ、即ち絶對に對外國爭の爲めの國債を禁止することである。即ち第四の豫備條項が成立たねばならぬ。

以上國民間の關係が平和状態にある場合に就て消極的制約を考查したのであるが、次に第二の交戰状態にある場合に就て考查すれば、戰爭に際しては平時に於ては

許されざる手段を以て敵國に出來得る丈け大なる損害を興へることを力め得るは無論であるが、併し其手段には限界がある。即ち卑劣、破廉耻 (chrios) の手段、例へば暗殺者、毒殺者、間諜の使用、敵國に於ける謀叛の教唆といふが如き行動は絶對的に禁止されねばならぬ。此の如き方法は第一に關係國民間の道德的信頼を破壊し、憎惡、輕侮の念を過度に昂進せしめて、平和回復の後に於ても尙ほ永續的平和の基礎を危ふする。第二に斯の如き手段は平時に於ても尙ほ行はれ得べきものであり、而して一且之を用ふれば、其習慣は容易に根絶し難く、平和回復後にも尙ほ用ゐられて、其目的は達せられぬことゝなる虞れがある。斯くて第六の豫備條項が要求される。

最後に第三の媾和の場合に就て考ふれば、平和條約は交戰國間の敵意を一掃するもの、即ち其中に將來の戦争の禍根を藏するものであつてはならぬ。此の如き條約に依て成立する平和は眞の平和でなくして單なる休戦に過ぎぬ。従つて第一の豫備條項が成立たねばならぬ。

斯くて永遠的平和を不可能にすべき諸害惡の掃蕩を目的とする諸條項は擧げ盡されたとして、次に起るべき問題は永遠的平和の積極的制約、即ち其れが實現する形

は如何なるものであるべきか、永遠的平和をば單に可能ならしむるのみならず、又た確保するところの形式は如何なるものであるべきかといふことである。カントは積極的制約として下の三項を擧げた。

(一)凡ての國家に於ける法憲は共和的ならざるべからず。

(二)國際法は自由國家の聯盟 (Föderalismus freier Staaten) に基礎を置かざる可らず。

(三)世界公民法は普遍的厚遇 (allgemeine Hospitalität) といふ制約に制限せらるべし。

第一に永遠的平和を確保せんが爲めには先づ民族が憲法に基いて國家を組織せねばならぬ。無憲法の民族は氣隨に依て動かされるから其れとの間に確保される平和状態の成立し得ざるは言ふまでもない。併し憲法を有する國家中に於ても專制君主制に於ては君主の個人的功名心、征服欲、經綸欲等が戰爭を誘致する虞れがある。たとへ專制君主制にあらざるも、立法權と統治權とが分立せざる國家に於ては専ら統治權のみの利害の爲めに戰爭が起される虞れがある。従つて此二種の憲法の國家に於ては不正の戰爭を拒ぐ保證がない、況して永續する平和に對する確保は不可能である。即ち永遠的平和を確保するところの政體は唯前に規定したやうな意味に於ける共和制、即ち立法權は人民の代表者の手にあり、而して統治權が之と

分立したるところの代議政體の外にはない。

第二に、此の如き國家が同盟を形造つてその集合意志に依て凡ての國際爭議を平和的に決裁せねばならぬ。これは平和同盟 (Friedensbund) であつて從來行はれた唯の平和條約 (Friedensvertrag) ではない。後者は唯一つの戰爭を終結するに止まるが、前者は一切の戰爭を不可能とすることを目的とする。但し若し一切の民族が一國家、一世界的共和國を形造り得るならばそれは此目的を達するには最確實な途であるであらうが、併しそれは不可能であるから、それに代るべき代用物を求むる外はない、而して此「消極的代用物」negative Surrogat は國際聯盟或は常設國際會議 permanenten Staatenkongress である。

第三條項に於ける「厚遇」といふは、吾々が如何なる國土に往くとしても其國民によつて敵として待遇されぬといふこと、或は訪問權 Besuchsrecht を與へられるといふことを意味する。何人と雖も外國に於て、賓客として特に優待されることを要求する權利は無い。又自己が屬せざる國土に於て其土地の所有又は使用を要求する權利もない。唯其土地に於ける交通の權或は何れの國民とも友情を以て交際し得るといふ可能性が與へられねばならぬ。

## 四

カントの永遠的平和の積極並に消極的制約及び其の基礎づけは前述の通りである。其諸條項の内容の精細の點に就て見れば、動かすべからざる理由を有するものもあり、理由が比較的薄弱又は不明瞭なものもあらう。今は其等の點には立入らない、唯國際聯盟に依ての永遠的平和の將來といふ思想に就てのカントの眞意に關する疑義を簡單に考查することとする。

カントの永遠的平和の思想に關しては種々の異なつた解釋及び批評が下されて居るのであるが、併しそれは大體各自二つの反對の型に分れ、而してそれが結付いて四つの見方が成立つて居ると見ることが出来ると思ふ。第一は此永遠的平和の狀態が歴史の或時期に於て事實的に完成されるとする解釋であつて、而して斯く解せられたるカントの平和論をば學者の一場の空想 („idealistische Träumerei“, „unpraktische Phantasterei“, &c., &c.)として排斥するもの(甲)と、之に賛同し若くばカントを呼籲して之を同様の自己の平和論の典據とせんとするもの(乙)とがある。第二はカントの永遠的平和の理想は完全には決して實現せられざるものと解するものであつて、而し



て斯く解せられたるカントの平和論の意義を無視若くば輕視するもの(丙)と、それにも拘らず重要な意義を認むるもの(丁)とがある。

第一の解釋は主として通俗の間に行はるゝものであつて、若しカントの永遠的平和論をば今試みたやうに「實踐理性批判」及び「法理學の形而上學的基礎」等と關聯せしめて見るならば此の如き解釋は全然根據を失ふべきものである。

カントの永遠的平和は「理念」である、當然其儘の形を以ては完全に實現せざるものである。カントの所謂「永遠」はバウフが解したやうに (Bauch, Immanuel Kant, S. 365) 超時間的 zeitlos の義と解するが最もカントの眞意に適ふであらう。カントの永遠的平和の状態は一定の時間に實現さるべき状態ではない、永遠の課題、超時間に妥當する理性の課題である。彼れは現に明かに之をば「不可成就的理念」 unaufrühbare Idee (Werke, VI, Met. Anfangsgründe d. Rechtslehre, S. 180) であると言て居る。カントは單に當爲又は理想の力、理念の不可侵性を確信するとに於て何人の後にも落ちざるのみならず又た此確信に哲學的基礎を與へたといふ點に於て史上に特異の位置を占むるのであるが、併し又たこれが爲めに決して現實に對して眼を閉ぢはしなかつた。否な此理想、理念を實現すべき人性の弱點をかれ程強く意識したものは稀である。

彼は「實踐理性批判」に於て「吾々の内なる道德法」の feierliche Majestät を説くと共に「人性に於ける根本惡を説いた」「人格」の神聖「不可侵」を説くと共に「人間の不神聖を説いた。

Idee zu einer allgemeinen Geschichte der weltbürgerlichen Absicht に於ては (Werke VI, S. 10)

「人間は動物」なることを再三反覆し、而して其れが自然に依て人類に課せられたる課題の完全なる遂行を不可能ならしむると説き、完全なる立憲政治の實現が最困難なることを述べ、此課題の解決は實に不可能である、人間が造られて居るやうな斯く曲りくねつた木材よりして全く眞直なものは到底截出すことは出来ぬ。(Aus so krummen Holz, als woraus der Mensch gemacht ist, kann nichts ganz Gerades gezimmert werden)

自然が吾々に課することは唯此理念への接近のみ (Werke VI, S. 10) を言つて居る。

單なる立憲政治の實現に關して尙斯く言はれねばならぬとすれば、更に之れより複雑なる、而して一國家に於けるが如く主長を戴くことの出来ぬ國際聯盟に依ての永遠的平和の實現に就ては一層さうでなければならぬ。而して現にカントは「法理學の形而上學的基礎」の結末に於て明確に、永遠的平和が事實となつて現はるゝものなるや否やは問題ではない、要は唯、其れは恐らく事實となつて現はれぬであらうが併し現はるゝものであるかの如く行動せねばならぬ、而して其れ及び其れを將來する

に最適化したやうな憲法を造り出さん(即ち恐くは一切の國家を各別且つ總體に共和政とせん)が爲めに努力せねばならぬ、といふにあるのみ(Also ist nicht mehr die Frage: ob der ewige Friede ein Ding oder Uuding sei, und ob wir uns nicht in unserem theoretischen Urtheile betrügen, wenn wir das erstere annehmen; sondern wir müssen so handeln, *als ob* das Ding sei, was vielleicht nicht ist, auf Begründung desselben und diejenige Konstitution, die uns dazu die tauglichste scheint, (vielleicht den Republikanismus aller Staaten sammt und sorders) hinwirken, um ihn herbeizuführen und dem heillosen Kriegführen...ein Ende zu machen. — Werke III, Rechtslehre S. 185)と説いてゐる。

斯くて永遠的平和が「不可完成的理念」(此語は實は重複である、カントの意味に於ける理念は當然不可完成的なものであるから)であることは疑ふべき餘地もない。併し、永遠的平和の理念、或は「戦争あるべからず」(Es soll kein Krieg sein)の禁令(Veto)は完全なる實現は不可能なりとするも實踐理性の要請として絶對的妥當性を有する。理想が完全に實現せらるゝや否やといふ問題と、其れが絶對的に妥當するやといふことは全然別問題である。斯くてカントによれば、たとへ戦争の終熄といふことの完全なる實現は結句單なる「敬虔なる願望」(frommer Wunsch)たるに止まるとするも、之が

爲めに間斷なく努力せよといふ格率を採用するは決して迷妄ではない、何となれば「其れは義務なるが故」(Werke III, Rechtslehre S. 185)である。

斯てカントは現實に眼を塞いで人性の弱點を無視し、理想を其儘直ちに現實に將來せんとするユトピストではない。しか解して彼を嘲笑するもの(政治家や實際家に多い)も、彼を呼籲するもの(所謂人道的博愛家には多い)も共に誤つて居る。前者に對してはカント自身已にサン・ビエールやルソーの思想や提案を空想として嘲笑する當時の政治家、君主等に對してとして前述の趣意を以て答へて居る(Werke VI, Ueber den Gemeinspruch &c. Verhältnis der Theorie zur Praxis im Völkerrecht)併し又た此理念の不可成就なることを認めたといふ理由を以て永遠的平和に對するカントの情熱と眞摯を疑ふものがあるならば、其れは大なる誤解である。オットー・プライデレルはカントを斯く解して、カントの永遠的平和及び國際聯盟に對する誠實と眞摯とは「永遠的平和の爲めに」に於ては一七八四年の「Idee」に比して薄弱となつて居ると主張して居るといふが(Kantstudien I. S. 301)併し其れは「永遠的平和の爲めに」の後に「出でた」法理學より引證した前の章句に徴して首肯し難い。其他大戦中に獨逸人の手に成つたカントの戦争及平和觀に關する小冊子中にも、カントの著書中に於て彼れが戦争に

重要な道徳的意義を與へて居る文字(例へば其歴史哲學に關する著書の處々に散見するもの)又は *Kritik der Urteilstkraft* の一箇處 *Werke V, S. 107* 等の如し)を引用して平和に對する彼れの誠實と眞摯とを稀薄にせんとする傾向あるものもあるが、これも前に述べたところに依て否定されねばならぬと思ふ。カントが戰爭に重要な道徳的意義を認めた思想は又た別の光明を以て、即ち私が此處では避けた第二の圏内に於て見なければならぬものであつて、而して斯くすれば平和論とは毫も矛盾しない。

最後にカントの平和論が普通の平和論と異なる最重要な點として擧ぐべきは、それが博愛又は功利に基けられずして、飽くまで人格の理念の實現の爲めに理性に依て要請せらるゝとした點であるといふ事は其平和論が如何にして法理論の一部而かも其終結として成立つたかに關する前述の叙説に依て充分明かであると思ふ。而して此點に就ても亦カント自身幾度か反覆して明言し、殊に彼れの問題が博愛の問題に非ずして法の問題であるといふことを斷つて居る。(例へば *Es ist……nicht von Philanthropie, sondern vom Recht die Rede……Werke VI, Zum ewigen Frieden S. 169*)

カント全集の頁付けは Karl Vorländer 編輯の 171650。